

パークの政界登場とロッキンガム派弁護論（I）

パークの政界登場とロッキンガム派弁護論（I）

岸 本 広 司

Burke's Political Debut and His Defense of the Rockingham Party (I)

Hiroshi Kishimoto

Summary

On July 10, 1765, shortly after the fall of the Grenville Ministry, George III reluctantly made Lord Rockingham Prime Minister. Charles Watson Wentworth, 2nd Marquis of Rockingham had great territorial influence as a wealthy landowner in Yorkshire and belonged to the old Whig aristocracy. But he was not a man of great energy or talent. He needed a knowledgeable and able secretary. He appointed Edmund Burke as his private secretary, on the day succeeding the formation of a ministry. For the next seventeen years, until Rockingham's death in 1782, Burke and Rockingham remained the closest of personal friends and political associates.

Late in 1765 (Dec. 23), Burke was returned to Parliament for the borough of Wendover, and made his first speech in the House of Commons a few days after the opening of the session of 1766. From the beginning he was acclaimed as an orator of exceptional promise. His political debut was a great success. In this paper, I proposed to clarify the political background of the formation of the first Rockingham Ministry and the great success of Burke's political debut.

Key words : Edmund Burke, Lord Rockingham, the first Rockingham Ministry,
Burke's first speech, Stamp Act.

— 第一次ロッキンガム内閣の成立とパーク

エドマンド・パーク (Edmund Burke, 1729-97) は、1765年のロッキンガム侯爵 (2nd Marquis of Rockingham) との出会いを、『アメリカへの課税に関する演説』 (*Speech on*

American Taxation, 1774) の中でこう回想している。

「65年の時期には、私は未だ全く一私人の立場にあって、国事のいかなる方面とも関わりを持たず、議会に議席を有するという榮誉にも浴していなかった。しかし幸運なことに、当時の閣僚連を知らず、また彼らから知られぬままに、ある共通の友人を介して、当時首相であった非常に高貴な方の知遇を得ることができた。私の地位は、私のような平凡な才能や抱負しか持たない者に相応しいものであったが、現在いかなる事態が進行しているかを知るのに好都合な地位であった。そして私はこの高貴な方の中に、健全な原理、広い心、明晰で機敏な感覚、不屈の精神が息づいているのを知った。この時以降、私は変わることなき愛情の絆でこの方と結ばれるようになった¹⁾。」

すでに多くの論者によって指摘されてきたように、パークにとってロッキンガムとの出会いは決定的な意味を持っていました。美学者、文芸批評家、歴史家、ジャーナリストとして、要するに広義の文人として著作活動をしていた若きパークが、現実の政治の世界に足を踏み入れて、「行動の場の哲学者」として活躍していくまさにその契機となったのは、他ならぬこのロッキンガムとの邂逅であった。なるほど我々がすでに前著で見たように²⁾、パークが現実の政治と関わりを持つようになったのは、ロッキンガムと知り合う約6年前、下院議員 W.G. ハミルトン (William G. Hamilton) の私設秘書となつた1759年のことである。しかしハミルトンの秘書在職中のパークは、実際の政治に関心を示しながらも、今なお文芸や歴史の世界に執着し、それらに関する著述を継続して、文人としてのより高い名声を獲得したいと思っていた。しかもハミルトンは、「一回限りの演説のハミルトン」 (Single-Speech Hamilton) という渾名が示しているように、政治家としてもパトロンとしても、パークを保護し、その豊かな才能を引き伸ばし得るほど大きな人物ではなかった。したがって、パークとハミルトンとの関係は早晚決裂する運命にあったのであり、パークが実質的にイギリス政界に登場するためには、ロッキンガムとの出会いを待たねばならなかつた。

ハミルトンと決裂した直後のパークが、元の文筆活動に戻つたことは疑い得ないとしても、具体的にどのような生活を送っていたかは必ずしも明瞭でない。しかしパークが、有力な政治家と接触して、その庇護の下に入ろうとしていたことは当時の書簡からもある程度知ることができる³⁾。パークはより確実な生計の資を求めて、ハミルトンに代わるパトロンを捜し求めていたのであった。そのような時、パークに幸運が訪れた。知人W・フィッツハーバート (William Fitzherbert) を通じて、富裕な政治家であるロッキンガム侯に引き合わされ、彼の私設秘書として採用されることになったのである。それは、ロッキンガムが首相となつた翌日の1765年7月11日のことである。パークよりも1歳年下で、出身地であるヨークシャーのウェントワースはもとより、ノーサンプトンシャーやアイルランドにも広大な領地を有するこのウィッグの大貴族は、グレンヴィル内閣の後を受けて35歳という若さで組閣した。しかしロッキンガムの首相就任は、19世紀のウィッグ史家からはしばしばウィッグ党の勝利と

パークの政界登場とロッキンガム派弁護論（I）

して過大に評価されながらも、ロッキンガムの努力や実力の結果ではなく、それはいわば「青天の霹靂」とも言うべきものであった。我々は、本節のテーマを考察するに先立って、この辺りの事情をいま少し詳しく見ておこう。

かつて H・J・ラスキ (Harold J. Laski) が述べたように、イギリスの「18世紀は1688年の革命とともに始まったと言うことができる⁴⁾。」この革命は従来の神権説に対して最後の打撃を加えた。議会の権利と人民の政治的・宗教的自由は、「権利章典」、「寛容令」、「王位継承法」といった一連の自由主義的立法によって法的に確認され、その結果、ステュアート的絶対主義はイギリスの政治から葬り去られて、制限君主政あるいは議会主権という政治の基本原則が、未だ不充分ながらも紛れもなきイギリス憲政の本流をなすものとなった。18世紀のイギリスは、この名誉革命の成果の上に成り立っている。この世紀は革命の成果を享受して、前世紀よりもはるかに自由な社会を作り上げた。そして革命によつてもたらされた政治秩序は時が経つにつれて安定し、少なくとも、世紀中葉までは類を見ないほどに平穏な日々が続いた⁵⁾。しかしそうした「安定した時代」もジョージ三世の即位とともに終焉を迎える、イギリスの政治情勢は1760年を境として大きく変化するに至ったのである。

ジョージ三世をめぐる研究が飛躍的に進んでいる今日、彼を極端なまでに反動的な君主として捉えるのはもはや許されることではないであろう。その点で、従来のウィッグ主義的解釈⁶⁾は修正を余儀なくされている。しかし、ネーミア学派によるジョージ三世擁護論⁷⁾にも拘らず、国政を内閣に委ねたジョージ一世や二世とは異なって、即位当時の若き三世が実際の政治に積極的に介入し、自らの政治理念を実現しようとしたことは否定し得ず、しかもそうした彼の政治姿勢が、イギリスの政情を不安定なものにする、その大きな要因の一つとなつたことはおよそ否定することができないのである。

周知の如く、母后オーガスタ (Princess Dowager Augusta) と師傅ビュート伯 (3rd Earl of Bute) によって、強い君主となるべくボーリングブルック子爵 (1st Viscount of Bolingbroke) のいわゆる「愛国王」(Patriot King) の理念⁸⁾に従つて育てられたジョージ三世は、即位するや直ちに失われて久しい王権の回復に乗り出した。すなわち、1714年のハノーヴァー王朝成立以来続いている「ウィッグ優位」(Whig Supremacy⁹⁾) の政治情勢を一新し、下院を意のままに操縦して、内閣や政党の指図を受けることなく国政を自ら指導しようとしたのである。そしてそうした企てを首尾よく進めるために、まずウィッグの指導者である大ピット (the Elder Pitt, William Pitt) とニューカスル公 (1st Duke of Newcastle) を政権の座から退けて、1762年には「国王の意のままになる道具¹⁰⁾」として、側近ビュートを内閣首班に任命したのであった。そして彼を最大限に利用しながら、宫廷費を節約して多くの議員を買収し、いわゆる「王の友」(King's Friends) と称せられる御用党を形成して、議会軽視の親政を断行していったのである。歴史が明らかにしているように、ビュート内閣は1年も経たぬうちに瓦解した。それは、ビュートに充分な政治能力がなかったからであるとともに、ス

コットランド人という彼の出自や前出オーガスタとの醜聞が、さらには彼のあまりにも急速な出世が民衆の激しい反感や嫉妬を買ってしまったからであった¹¹⁾。そこで1763年4月、ビュートの推薦を受けたG・グレンヴィル (George Grenville) が後継内閣の総理大臣に就任したが、このグレンヴィル内閣の時に、その後のイギリスの政局を大きく揺るがせることになる二つの政治問題、すなわち、ウィルクス事件とアメリカ植民地問題が持ち上がったのである。

朝野を震撼させたウィルクス事件については、別稿においても取り上げられるので、ここでは第一期の事件¹²⁾が一段落する1764年1月までに限定して、騒擾の発端およびその経緯を我々に必要な範囲内で述べておこう。ビュートが政権の座に就いた直後の62年6月5日、ウィッグ党の下院議員J・ウィルクス (John Wilkes) が週刊誌『ノース・ブリトン』(*The North Briton*) を創刊した¹³⁾。これは、国王によって官職から遠ざけられていたピットの義兄テンプル伯 (2nd Earl Temple) の財政的援助の下に、有名な風刺詩人であるC・チャーチル (Charles Churchill) の協力を得て発行したものであり、その目的は、ビュート内閣の御用週刊誌である『ブリトン』(*The Briton*¹⁴⁾) に対抗して、ジョージ三世と彼の従順な政府を攻撃するところにあった。この『ノース・ブリトン』は、「出版の自由はイギリス人の生得権である¹⁵⁾」と創刊号の冒頭で謳いながらも、理念そのものの高さとは裏腹に、スコットランド人を中傷したり政府を嘲ったり、あるいはビュートとオーガスタとの関係を書き立てたりするなど、中傷好きなウィルクスの性格を反映してイエロー・ジャーナリズムの色彩濃く、そのため内容的にはいささか低俗なものであった¹⁶⁾。しかしそれだけに、当初から世間の注目を集めて広く読まれたのであった¹⁷⁾。

『ノース・ブリトン』とその著者ウィルクスの名前を決定的なまでに有名にしたのは、1763年4月23日の第45号である。すなわち、先述したようにビュート内閣が崩壊した後63年4月にグレンヴィル内閣が成立したが、『ノース・ブリトン』45号は、4月19日に行なわれたジョージ三世の議会演説を取り上げて、それに盛られたパリ平和条約の内容——7年戦争の終結はイギリスでは一般に歓迎されていたが、その帰結としてのパリ条約の内容は極めて不評であった——を激しく批判したものであった。もっとも、国王演説を言葉辛辣に非難しながらも、それはジョージ三世を個人的に攻撃したものではなく、むしろ勅語批判を通して政府批判を意図したものであった。というのは、「王の演説はこれまで立法府や一般国民から大臣の演説と看做されてきた¹⁸⁾」とウィルクス自身も述べているように、名誉革命を経たこの時期の国王演説は君主個人の見解を表明したものというよりは、閣議で決定し、国王の名において内閣閣僚が作成したものであったからである。したがって、勅語批判は実は政府批判を意味し、しかもそれ自体、立憲的行為として許されていたのであった。

しかしながら、『ノース・ブリトン』45号が発行されるや、国王の「最愛の友人」であるビュートを黒幕とするグレンヴィル内閣は、この文書によって国王も政府も侮辱されたと考え、直

パークの政界登場とロッキンガム派弁護論（I）

ちにウィルクス逮捕の協議に入った¹⁹⁾。ウィルクスの告発は、前内閣の時からすでに二度ばかり検討されており²⁰⁾、今回はまさに「三度目の正直」であった。そこで政府は、「煽動的で反逆的な」この「誹謗文書」の著者、印刷人、発行人を処罰すべく、4月26日に国務大臣ハリファックス（2nd Earl of Halifax）名の「一般逮捕状」（general warrant）を発行した。しかしウィルクスを逮捕するためには、『ノース・ブリトン』45号の著者がウィルクスであるという確かな証拠が必要であったし²¹⁾、しかもそのこと以上に、彼の逮捕は国会議員の特権を侵すものではないかという、一層重要な問題を解決しておく必要があった。そのため政府は、法律家たちにその問題を検討させたが、誹謗文書の出版は平和を破壊するものであるがために特権の問題とは無関係であるという報告を受け、4月29日、印刷や発行に関わった者48名を一網打尽に逮捕した。そして45号の著者はウィルクスであるという証言を彼ら逮捕者から引き出すと、翌4月30日に政府当局は遂にウィルクスを逮捕し、大臣による尋問の後彼をロンドン塔に拘禁したのであった²²⁾。

ウィルクスの逮捕は、一般逮捕状は合法的であるのか、議員の逮捕は議員特権を犯すものではないのかという重大な憲法問題を引き起こした。そこで野党の指導者たち、例えば、ウィルクスのパトロンであるテンブル伯は、彼を救援すべく直ちに民訴裁判所（the Court of Common Pleas）に身柄提出の訴えを起こした。また、ニューカスルの甥であるG・オンスロー（George Onslow）もウィルクス支援に乗り出した。しかしグラフトン公（3rd Duke of Grafton）は、ウィルクス逮捕に異を唱えながらも、彼の保釈保証人になることを拒否し²³⁾、シェルバーン伯（2nd Earl of Shelburne）も、この問題に関わり合おうとはしなかった。また、老ニューカスルも積極的态度をとらず、ピットもこの問題に対しては極めて冷静であった²⁴⁾。したがって、野党の指導者たちの足並みは必ずしも揃っていなかったが、しかしやがてウィルクスは、民訴裁判所の発した人身保護令状によって拘禁を解かれ、国会議員の逮捕は違法であるという判決を得て、5月6日には自由の身となつたのであった。そしてその時彼は、「ウィルクスと自由」（Wilkes and Liberty）という民衆の歓呼の声に迎えられ、一躍民衆の英雄となったのである²⁵⁾。

政府にとって、これは屈辱的な敗北であった。そこで政府は汚名をそそぐために、民衆の支持を背景に『ノース・ブリトン』の再版を企てたウィルクスを、文書誹謗の罪で王座裁判所（the Court of King's Bench）に告発した。そして内閣の意向を受けた下院は、11月15日の議会開催の冒頭、『ノース・ブリトン』45号は「虚偽で中傷的で煽動的な誹謗文書である」というノース卿（Lord Frederick North）の提案を273対111の圧倒的多数で可決し²⁶⁾、また同じ日に上院も、『女性論』（*An Essay on Woman*）と題する秘密の著作を取り上げて、ウィルクス非難の決議を行なつたのである。すなわち、ウィルクスの友人T・ポッター（Thomas Potter）が書き、ウィルクスが加筆して、彼の属する秘密遊蕩クラブの会員向けに印刷されたこの作品は、詩人ポープ（Alexander Pope）の『人間論』（*An Essay on Man*, 1733）をも

じったものであり、その内容たるや極めて低俗で、猥亵かつ冒瀆的な言葉に満ちたものであった。しかもこの『女性論』には、『人間論』の編者であるとともに、グロスター主教で上院議員であるW・ウォーバートン（William Warburton）の注釈なるものが付されていた²⁷⁾。そのため『女性論』は、上院議員を侮辱したものと看做され、前述したように、上院においてウィルクス非難の決議が満場一致で行なわれたのであった²⁸⁾。

ウィルクスに対する攻撃は、しかしこれだけにとどまらなかった。11月24日、下院において、「国會議員の特権は煽動的な誹謗文書の執筆や出版に適用することはできない」という決議案が258対133で可決され²⁹⁾、また同じ月の29日、上院においても同じ決議案が114対35で可決された³⁰⁾。そして翌64年1月20日には、遂にウィルクスの下院からの追放が決議され、さらに同じ頃、王座裁判所でも有罪の判決が下されて、ウィルクスの敗北は決定的なものとなつたのである。もっとも、この時ウィルクスは状況の不利と身の危険を感じてパリに亡命した後だった。しかしいずれにせよ、国王とその内閣に対するウィルクスの戦いの第一段階は、ウィルクスの敗退という形で一応終結したのである。ウィルクスの下院からの追放がほぼ決定した1月19日、首相グレンヴィルは、「万事非常にうまくいった³¹⁾」と日記に認め、またジョージ三世も、短いながらも満足感に満ちた書簡を翌1月20日にグレンヴィルに書き送っている³²⁾。

さてこのようにして、ウィルクス事件はグレンヴィル内閣の勝利という形でひとまず決着がついた。しかしそれはあくまでも小休止であり、4年後の1768年、ウィルクスをめぐる問題が再び持ち上がり、別稿で見るよう、より一層深刻な事態へと発展していくことになるのである。ところで、終始強硬な姿勢をとりながらも、この事件に振り回されたグレンヴィルは、安堵の胸を撫で下ろす暇もなく次の問題に直面することになった。すなわち、アメリカ植民地問題である。周知のように、18世紀中葉までのアメリカ植民地は、イギリス本国の政治的・経済的支配下にありながらも、いわゆる「有益なる怠慢」の下で大幅な自治を享受していた。しかし7年戦争（アメリカではフレンチ・インディアン戦争）が終了した1763年以降、イギリスは従来の政策を転換させて、植民地統治の強化に乗り出した。それは一つには、戦争の結果新たに獲得した領土を効果的に經營していくためであり、いま一つには、戦争による本国の財政的危機に対処するためであった。そこで戦後処理を委ねられたグレンヴィル内閣は、まず1763年10月7日に「国王宣言」（Royal Proclamation）を発布した³³⁾。この宣言の目的とするところは、東部のアレゲニー高原以西への白人の移住を禁止し、そこをインディアン保留地として、植民地人とインディアンとの通商を本国政府の直轄下に置くところにあった。しかし本国政府のこのような強圧策は、毛皮取り引きに利を得るために、あるいは植民地の拡大を図るために西部進出を試みていたフロンティアの人々の強い反発を呼び起こさざるを得なかった。

国王宣言によって、植民地西部の土地政策の強化に踏み切ったグレンヴィル内閣は、次い

パークの政界登場とロッキンガム派弁護論（I）

で1764年4月5日、7年戦争で疲弊したイギリスの財政を立て直すために、またアメリカにおける軍事費を植民地側にも負担させるために「砂糖条例」(Sugar Act)を制定した。この条例は、1733年の「糖蜜条例」(Molasses Act)を修正したものであり、その狙いは、植民地に輸入される外国産糖蜜への関税を1ガロンあたり6ペニスから3ペニスへと引き下げる代わりに、密輸入を厳しく取り締まり、かつこの条例を厳格に履行させることによって関税収入を確保することにあった。しかしこの条例に対する植民地側の反抗、とりわけ北部海港商人の抵抗は極めて強いものがあった。というのも密輸入が厳しく取り締まられるようになれば、これまでフランス領西インド諸島から安い糖蜜を大量に密輸入し、それを基に大きな利益を得ていた植民地商人は大打撃を受けることになるからである。そのためロード・アイランドやマサチューセッツやペンシルヴァニアの商人たちは、条例反対運動を展開したが³⁴⁾、しかし砂糖条例よりも一層広範で、しかも一層激しい反対闘争を惹起したのが、翌65年3月22日に制定された「印紙条例」(Stamp Act)であった。

この印紙条例は、植民地で使用するほとんどすべての書類、すなわち手形、証券、抵当証書、弁護士開業や酒類販売の認可証、結婚許可証、卒業証書、新聞、広告、冊子、年鑑、暦、カルタ等々にそれぞれ半ペニーから最高10ポンドの収入印紙を貼ることを義務づけたものであり、その目的は、基本的には砂糖条例と同様、植民地課税によって国庫歳入を得ることにあった。しかしこの税法は、砂糖条例と違って植民地のあらゆる職業、あらゆる社会階層の人々に直接影響を及ぼすものであるが故に、全植民地的、全階層的規模での反対運動を巻き起こした。もっとも、この条例はイギリス本国ではすでに実施されており、しかもアメリカ植民地における税率は、本国のそれよりも一般に軽いものであった。それにも拘らずこの税法が植民地で強い抵抗を受けたのは、それが植民地議会の承認を得たものではなく、したがって印紙条例を強制することは、植民地の自治および植民地人のイギリス臣民としての権利を侵害することになると考えられたからである。すなわち植民地人にとって印紙条例は、単に税負担の問題のみにとどまらず、むしろそれ以上に、課税をめぐるイギリス人の権利という、まさに憲政の根幹に関わる問題を含むものであったのである。1765年5月30日、ヴァージニア議会が「代表なれば課税なし」(No representation, no taxation)というP・ヘンリー(Patrick Henry)の議決案を採択し³⁵⁾、次いで同年10月19日、ニューヨークで開かれた印紙条例会議において、9植民地の代表がヘンリー決議文と同じ趣旨の原則を採択した³⁶⁾ことがこの辺りの事情をよく示している。植民地人にとって印紙条例は、まさしく憲政の原理に反するものに他ならなかったのである。そしてこうした論拠に基づいて、各地に「自由の息子」(Sons of Liberty)と称する民衆運動組織が結成され、13植民地の主要都市で、街頭デモ、イギリス製品の不買運動、印紙の焼き捨て、印紙販売人や総督宅への襲撃等が激しく繰り広げられた。こうした反対闘争は、条例が撤回される1766年3月まで続いたが、アメリカ独立革命の第一段階とも言うべきこの重大時局は、一般に「印紙条例危機」(the Stamp Act

Crisis) と言われている³⁷⁾。

さて、これがグレンヴィル内閣時代のアメリカ植民地の状況であった。植民地側は本国政府の強硬な姿勢に反発し、それ故両者間で維持されてきた良好な関係も、次第に悪化の道を辿ることになった。しかし一方の当事者であるグレンヴィルは、自らの植民地政策が間違っているとは露考えなかつたし、それが独立革命の因になろうとは予想だにしなかつた。というのもグレンヴィルは、物事を法律的・事務的に処理する役人型の政治家であつて、問題の本質を大きなパースペクティヴで捉える洞察力も、複雑で多様な状況の中で、柔軟に事を進める思慮深い見識や実践的能力も充分に持ち合わせてはいなかつたからである³⁸⁾。そのため彼は、次第に政治指導力の欠如を露呈し、やがてアメリカ問題を何ら解決することなく退陣に追い込まれることとなるが、しかしグレンヴィルを辞職に追いやつた直接の原因は、アメリカ植民地問題ではなく、実は「摂政法」(Regency Bill) をめぐる彼とジョージ三世との衝突であった³⁹⁾。すなわち、1765年初めに最初のポルフィリン症の発作に襲われたジョージ三世は、発作が治まるや、それが再発して万一の事態が生じた場合のことを考えて、政府に摂政法の法案作成の準備を進めるよう命令した。しかしグレンヴィルは、摂政法の必要性を認めながらも、母后オーガスタを摂政の名簿に入れることについては否定的であった。というのも皇太后の摂政が実現すれば、ビュートの影響が増大して、やがて彼の政治的復活がなされるに違ひないと思われたからである。そこでグレンヴィルは、皇太后を名簿から除外することを主張したが、それは国王の怒りを招き、かくしてグレンヴィルとジョージ三世との関係は、決定的な破局を迎えることとなつたのである⁴⁰⁾。

グレンヴィルの更迭を決意したジョージ三世は、叔父カンバーランド公(Duke of Cumberland)を通じてピットに組閣を要請した。国王の思惑は、ピットを中心とする実力者から構成される摂国内閣を作ることにあつた⁴¹⁾。しかしそうした思惑も、ピットの義兄弟であるテンブル伯がピットへの協力を拒否したために失敗に帰した⁴²⁾。そのため国王は、ピットに代わる人物を探さなければならなくなつたが、この時カンバーランドの進言したのが、他ならぬ若きウィッグ貴族であるロッキンガム侯であったのである。国王は、この進言を不本意ながらも受け入れた。けれども当のロッキンガムは、予想もしていなかつたこと故何の準備もしておらず、また彼自身、首相になるだけの才能や実力を備えているとも考えていなかつた⁴³⁾。そして世間もまた、そのように受け取つてゐた。例えば、ロッキンガムが内閣首班に指名されたという報を聞いたH・ウォルポール(Horace Walpole)は、有名な回想録で次のように述べている。「ロッキンガム卿を首相に指名するのは、いついかなる場合でも非常識に思われることであろう⁴⁴⁾」と。

確かにロッキンガムは、1745年のジャコバイトの反乱の際に、15歳の若さでカンバーランドの指揮するジャコバイト討伐軍に志願し、勇敢な愛国者としての評判を獲得していた。また、50年に父親から広大な領地を相続すると、農業技術や領地経営の改良に努力して、農業

パークの政界登場とロッキンガム派弁護論（I）

経済学者A・ヤング（Arthur Young）からも高い評価を受けていた⁴⁵⁾。そして政界に入って後は⁴⁶⁾、誠実で寛大な性格と、莫大な富のおかげで彼の回りには老若問わざ多くの友人が集い、とりわけ62年12月23日に、ロッキンガム・ウィッグの誕生と言われる「ダイニング・クラブ⁴⁷⁾」を結成して以降は、その中心人物として次第に人望を集めていた。しかし彼は病弱で、行動も緩慢であり、政治家に必要な決断力も、人を引きつけるような華麗で力強い雄弁の才も持ち合わせてはいなかった⁴⁸⁾。しかも彼は実際の政治的経験に乏しく、政務を手際良くこなしていく保証は全くなかった。否、そもそも彼には地位や権力に対する野心すらなく⁴⁹⁾、前出のウォルポールが、「競馬狂であるということ以外ほとんど世間に知られていないかった⁵⁰⁾」と述べているように、これまでのロッキンガムはあまり目立った存在でなく、むしろ実力の上からも経験の上からも二流の政治家であったのである。したがって、首班指名が行なわれた時、彼はそれを受けるべきかどうか逡巡し、当初は辞退したが、躊躇を重ねた末に最後は不承不承承諾したのであった⁵¹⁾。

ロッキンガム内閣——正確に言えば、第一次ロッキンガム内閣——が成立したのは65年7月10のことである。閣僚の主だった顔ぶれを見ておくならば、北部担当国務大臣はグラフトン公、南部担当国務大臣はH・S・コンウェー（Henry S. Conway）、大蔵大臣はW・ダウズウェル（William Dowdeswell）、海軍大臣と陸軍大臣はそれぞれエグモント伯（2nd Earl of Egmont）とバーリントン子爵（2nd Viscount Barrington）、国璽尚書はニューカスル公、枢密院議長はウィンチルシー伯（8th Earl of Winchilsea）、大法官はノージントン伯（1st Earl of Northington）であった。多分に偶然の所産であるこの新内閣の特徴は、何よりもまず、枢要ポストに就いたロッキンガムとグラフトンとコンウェーが、政府の仕事をした経験がほとんどあるいは全くないということであり——かつてロッキンガムが国王寝所付き侍従としての、コンウェーがアイルランド総督秘書官としての公職に就いたことがあるにすぎない——、また、コンウェー46歳、ダウズウェル44歳、ロッキンガム35歳、グラフトンに至っては30歳と極めて若かったことである。そのため新内閣が発足するや、世の人々はその布陣を見て驚きの念を禁じ得なかった。例えば、E・ギボン（Edward Gibbon）は友人宛書簡でこう述べている。「我々は首相、大蔵大臣、および二人の国務大臣を驚嘆の思いで眺めています。彼らはこれまで全く公務に就いたことがありません。このようなことは、我が国の歴史で前代未聞のことだと思います⁵²⁾。」そして王座裁判所の首席判事であるマンスフィールド伯（1st Earl of Mansfield）も、前首相グレンヴィルにこう語っているのである。

「新しい内閣の中には、対外的な仕事を監督できる人物はいませんし、王国の歳入を切り盛りできる人も、内政に関する事柄を処理できる人もいません。ロッキンガム卿を個人的には大変尊敬しています。しかし彼は分別のある人物ではありますが、能力と経験を欠き、体も丈夫ではありませんので、引き受けた職務には耐えることができないだろうと思います⁵³⁾。」

若くて経験不足の者が多かったばかりか、野に下ったグレンヴィルとその一派から敵対視され、しかもピットという「礎石」なしに建造されたこの「新しい政治的アーチ⁵⁴⁾」は、発足当初からその安定性や政策遂行能力が疑問視され、暫定的な短命内閣で終るだろうと一般に考えられていた。事実この内閣は、世間の風評通り僅か1年と20日しか持ち堪えることができず、66年7月30日に脆くも瓦解している。しかも1年と20日のうちの約3ヵ月間は、カンバーランド内閣と陰口をたたかれるほどにカンバーランドが実権を握り⁵⁵⁾、実質的にロッキンガムが首相としての仕事をなし得たのは、カンバーランドが死去した66年10月以降の僅か10ヵ月間足らずであった。したがってその点でもロッキンガム内閣は、前内閣以上に短期政権であったが、しかしそれにも拘らずこの内閣は、我々が後に見るように、その短い期間中にそれなりの実績を挙げることができたのであった。そして他ならぬ、新内閣が発足した翌日の65年7月11日に、ロッキンガムの私設秘書として採用されたのがエドマンド・バークであったのである。バークは組閣前日の7月9日、アイルランドの友人C・オハラ(Charles O'Hara)に、入閣が取り沙汰されている主要な顔ぶれと、新内閣が成立すれば、フィッツハーバートの尽力で「従兄弟」ウィリアム・バーク(William Burke)ともども何らかの地位に就けるかもしれぬ旨記した書簡を送っている⁵⁶⁾。そして秘書採用の決まった11日、同じくオハラに自らの就職を次のように報告した。

「新聞は新内閣の成立を伝えました。貴方の友人のコンウェーが閣僚になったのを知って喜んでおられることでしょう。私は地味な仕事にありつきました。……ロッキンガム卿の私設秘書です。卿は高潔な誉れ高い人物で、この方についていれば生活するのに困らないだろうと言われています⁵⁷⁾。」

ロッキンガムがバークを秘書として採用したのは、バークの該博ぶりを聞き知ったロッキンガムが、彼を自分の手元に置いておくことによって、その広範な知識、とりわけアイルランド問題についての知識を、政治知識に乏しい自らの弱点を補うものとして有効に活用しようとしたからである。美学者、文芸批評家、歴史家、ジャーナリストとしての多彩な経験の中で無意識のうちに蓄積されたバークの該博な知識は、当時かなりの程度世に知られ、彼をよく知る人々の間ではその幅広い知識を公の場で生かすことに大きな期待が寄せられていた。例えば、ウェストミンスター・スクールの校長で後にヨーク大主教となったW・マーカム(William Markham)は、かつてバークの就職の世話をした際に、ク温ズベリ公爵夫人(Duchess of Queensberry)に次のような推薦状を書いたことがある。「私の友人が誰であるかを申し上げます。彼の名前はエドマンド・バークと言い、文人としての彼の名前は貴女にとって全く未知ではないと思います。彼は、『自然社会の利点』(*Advantages of Natural Society*)というボーリングブルック卿を模倣して世間を欺いた作品と、『美と崇高論』(*A Treatise on the Sublime and the Beautiful*)という先年出版された非常に優れた作品を著わしています。さらに申しますならば、彼の主たる勉学は、国家公事と我が国の通商問題の知識獲

パークの政界登場とロッキンガム派弁護論（I）

得に向けられてきました。彼は非常に博識で、際立った事務能力を持っております。然るべき地位さえ与えられるならば、祖国に対して偉大な貢献をなすと思います⁵⁸⁾。」首相となつたロッキンガムも、まさにパークの「国家公事と我が国の通商問題の知識」に引かれ、それを高く買った者のうちの一人であり、彼をいわばブレーンとすることによって、今後直面するであろうさまざまな政治問題を、少しでも有利に解決していこうとしたのであった。

他方、パークがロッキンガムの秘書になったのは、先のオハラ宛書簡からも明らかのように、第一義的には生活のためであって、必ずしも政治的意図があったわけではなかった。しかしロッキンガムとの出会い⁵⁹⁾は、彼がイギリス政界の最高位のポストにある人物であったがために、パークにとっては極めて大きな意味合いがあった。もっとも、この就職に際してすべてが必ずしも順調にいったわけではなかった。パークの採用が決まるや否や、彼のことを快く思わぬ人たち、とりわけ自らも首相の秘書候補者を用意していたニューカスル公は、パークはカトリック教徒として育てられたジャコバイトであるという世間の風評をロッキンガムに告げ、彼の採用を見合わせるよう忠告している⁶⁰⁾。それに対し、ロッキンガムから事の真相を尋ねられたパークは、全く根拠のない単なる噂にすぎぬと主張し、自分は正真正銘のプロテスタントであることを訴えた。ロッキンガムもパークの主張を受け入れ、その噂が事実無根なることを信じたが、しかしパークは、一度こうした噂を耳にしたものは無意識のうちに疑念を持ち続け、したがって両者の間で将来にわたって完全な信頼関係を維持するのは困難である旨述べて辞職することを申し出ている。他方ロッキンガムの方は、こうしたパークの態度に感銘を受け、むしろこれによってパークへの信頼感は一層増したと答えて、彼の辞職願いを受理することを拒絶した⁶¹⁾。パークとロッキンガムとの強い信頼関係はここに始まる。パークはこの一件によって、ロッキンガムと堅い絆で結ばれ、やがて「パークはロッキンガムの右腕どころか両腕である⁶²⁾」と言われるほどまでに多大の貢献をなすとともに、ロッキンガムとの関係を基盤とすることによって、第一級の政治家・政治思想家として活躍していくことになるのである。その意味で、ロッキンガムの秘書就任はパークの人生でも最も重要な出来事の一つであったと言うことができる。彼はロッキンガムとの邂逅を契機として、まさしく文字通りの「行動の場の哲学者」として、その才能を遺憾なく発揮していくことになるのである。

注

1) Edmund Burke, *Speech on American Taxation*, (19 April 1744), in *The Writings and Speeches of Edmund Burke*, ed. by Paul Langford et al., 12 vols. (Oxford : Clarendon Press, 1981-), vol. II, pp. 437-38. 中野好之訳『アメリカへの課税に関する演説』〈『エドマンド・パーク著作集』(2)〉(みすず書房, 1973年), 44頁。

現在、パークの新しい全集——書簡を除く彼の全作品を網羅——が上記の名称で1981年から順次刊行さ

れつつある。しかし、現在刊行されているのは第2巻、第5巻、第6巻、第8巻のみであり、完結までにはまだかなりの年数を要すると思われる。本稿でパークから引用する場合、既刊の2、5、6、8巻に含まれるものはこの新しい全集版を用いるが、それ以外のものは、*The Works of the Right Honorable Edmund Burke*, 4th edn., 12 vols. (Boston : Little, Brown, & Co., 1871) を用いる。なお、以下において、前者と後者の版はそれぞれ *Writings* および *Works* と表示し、引用の際にはパークの名前を省略して著作名を略記する。(パークの著作を含め、外国語文献から引用する場合、邦訳のあるものはできる限りその訳文を利用させていただいた。ただし、若干修正を加えた箇所もあり、必ずしも訳文通りではないことをお断りしておきたい。)

- 2) 拙著『パーク政治思想の形成』(御茶の水書房、1989年), 143頁以下参照。
- 3) Burke to Charles Townshend (25 June 1765), *The Correspondence of Edmund Burke*, ed. by Thomas W. Copeland et al., 10 vols. (Cambridge : University Press and Chicago : The University of Chicago Press, 1958-78), vol. I, pp. 204-206. なお、本書簡集は以下 *Correspondence* と略記する。
- 4) Harold J. Laski, *Political Thought in England : From Locke to Bentham* (New York : Henry Holt & Co., 1920), p. 9. 堀豊彦・飯坂良明訳『イギリス政治思想(II)——ロックからベンサムまで——』(岩波書店, 1958年), 1頁。
- 5) 18世紀初頭および中葉の「政治的安定」については、John H. Plumb, *The Growth of Political Stability in England, 1675-1725* (London : Macmillan, 1967) ; William A. Speck, *Stability and Strife : England 1714-1760* (London : Edward Arnold, 1977), pp. 11-166 を参照されたい。
- 6) ウィッグ主義に立脚してジョージ三世を批判したものとしては、例えば次のようなものがある。Horace Walpole, *Memoirs of the Reign of King George the Third*, ed. by G. F. Russell Barker, 4 vols. (New York : Books for Libraries Press, 1970) ; Thomas E. May, *The Constitutional History of England since the Accession of George the Third, 1760-1860*, 3 vols. (London : Longmans, Green & Co., 1889); William E. H. Lecky, *A History of England in the Eighteenth Century*, 8 vols. (London : Longmans, Green & Co., 1878-90) ; John R. Green, *A Short History of the English People*, Everyman's Library, 2 vols. (London : J. M. Dent & Sons Ltd., 1960) ; George M. Trevelyan, *An Autobiography and Other Essays* (London : Longmans, Green & Co., 1949).
- 7) ネーミア学派のジョージ三世弁護論の代表的なものとしては、例えば次のようなものがある。Lewis B. Namier, *The Structure of Politics at the Accession of George III*, 2nd edn. (London : Macmillan, 1957) ; Idem, *England in the Age of the American Revolution*, 2nd edn. (London : Macmillan, 1961) ; Idem, *Personalities and Powers* (London : Hamish Hamilton, 1955) ; Idem, *Crossroads of Power : Essays on Eighteenth-Century England* (London : Hamish Hamilton, 1962); John Brooke, *The Chatham Administration, 1766-1768* (London : Macmillan, 1956) ; Idem, *King George III*, with a Foreword by HRH The Prince of Wales (St. Albans : Panther Books, 1974).

他方、ネーミア学派を批判して、いわば中立的解釈をとるものとしてバターフィールド史学がある。Cf. Herbert Butterfield, *The Whig Interpretation of History* (London : George Bell & Sons, 1931). 越智武臣他訳『ウィッグ史観批判——現代歴史学の反省——』(未来社, 1967年) ; Idem, *George III and the Historians* (London : Collins, 1957) ; Idem, "George III and the Constitution," *History*, vol. XLIII (February 1958), pp. 14-33 ; Idem, "Some Reflections on the Early Years of George III's Reign," *The Journal of British Studies*, vol. IV, no.2 (May 1965), pp. 78-101.

なお、過去から現在に至るまでのジョージ三世をめぐる論争については、cf. Earl A. Reitan (ed.), *George*

パークの政界登場とロッキンガム派弁護論（I）

- III : Tyrant or Constitutional Monarch ?* (Boston : D. C. Heath & Co., 1965).
- 8) 「愛国王」の理念が表明されているのは、言うまでもなく1738年に書かれた『愛国王の理念』 (*The Idea of Patriot King*) であるが、この理念をめぐる政治史的背景やその内容については、差し当たり次のものを参照されたい。Robert Harrop, *Bolingbroke : A Political Study and Criticism* (London : Kegan Paul, Trench & Co., 1884), pp. 295-300 ; Walter Sichel, *Bolingbroke and His Times* (London : James Nisbet & Co. Ltd., 1902), vol. II, pp. 365-72 ; Arthur Hassall, *Life of Viscount Bolingbroke* (Oxford : B. H. Blackwell, 1915), pp. 193-97 ; Jeffrey Hart, *Viscount Bolingbroke : Tory Humanist* (London : Routledge & Kegan Paul, 1965), pp. 83-116 ; Isaac Kramnick, *Bolingbroke and His Circle : The Politics of Nostalgia in the Age of Walpole* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1968), pp. 30-39, 163-69；入江正俊「ボーリングブルックの政治思想——議会主義から愛國者国王論へ——」(山下重一編『近代イギリス政治思想史』〔木鐸社, 1988年〕所収), 102-107頁。
- 9) Cf. Basil William, *The Whig Supremacy, 1714-1760* (Oxford : Clarendon Press, 1962); John Cannon (ed.), *The Whig Ascendancy : Colloquies on Hanoverian England* (London : Edward Arnold, 1981).
- 10) George M. Trevelyan, *History of England* (London : Longmans, Green & Co., 1948), p. 547. 大野真弓監訳『イギリス史』(3) (みすず書房, 1975年), 43頁。
- 11) ビュートの不人気の原因を詳しく論じたものとして, John Brewer, "The Misfortunes of Lord Bute : A Case Study in Eighteenth-Century Political Argument and Public Opinion," *The Historical Journal*, vol. XVI, no. 1 (1973), pp. 3-43がある。
- 12) ウィルクス事件は、前後二つの時期に区分して考えることができる。第一期は、『ノース・ブリトン』45号をめぐる1763年4月から64年1月まであり、第二期は、ミドルセックス選挙をめぐる1768年2月から70年5月までである。この点に関しては、岩間正光『イギリス議会改革の史的研究』(御茶の水書房, 1966年), 170頁参照。
- 13) 発行人はG・ケアズリー (George Kearsley), 印刷人はD・リーチ (Dryden Leach) ——ただし、後にR・バルフ (Richard Balfe) に代わっている。有名な45号の印刷人は後者である——、値段は2.5ペンスで、毎週土曜日に発行された。
- 14) スコットランドの著名な小説家であるT・B・スマレット (Tobias G. Smollett) が編集した『ブリトン』は、ビュートの支援を受けて1762年5月29日に創刊された。なお、この時期の御用週刊誌には、『ブリトン』以外に、パークとも親交のあったA・マーフィ (Arthur Murphy) の編集で、『ノース・ブリトン』より5日後の1762年6月10日に創刊された『オーディター』(*The Auditor*)がある。Cf. H. R. Fox Bourne, *English Newspapers : Chapters in the History of Journalism* (London : Chatto & Windus, Piccadilly, 1887), vol. I, pp. 154-55 ; Robert R. Rea, *The English Press in Politics, 1760-1774* (Lincoln : University of Nebraska Press, 1963), pp. 29-30.
- 15) *The North Briton*, no. 1 (5 June 1762).
- 16) Cf. Horace Bleackley, *Life of John Wilkes* (London : John Lane, 1917), pp. 72-74 ; Adrian Hamilton, *The Infamous Essay on Woman or John Wilkes seated between Vice and Virtue* (London : Andre Deutsch, 1972), p. 34 ; Audrey Williamson, *Wilkes : 'A Friend to Liberty'* (London : George Allen & Unwin Ltd., 1974), p. 56-57 ; George Rudé, *Wilkes & Liberty : A Social Study* (London : Lawrence & Wishart, 1983), p. 21；小松春雄『イギリス政党史研究——エドマンド・パークの政党論を中心に——』(中央大学出版部, 1983年), 159頁参照。なお、ウィルクスの人柄や経歴については別稿で詳述される。
- 17) 発行部数は、『ブリトン』が250部であったのに対して、『ノース・ブリトン』は約2000部であったと言わ

れている。Cf. Hamilton, *op. cit.*, p. 45.しかし、『ノース・ブリトン』は世間の注目を集めながらも、必ずしもすべての人々に好意的に受け入れられたわけではなく、ピットはもとよりウィルクスのパトロンであるテンブル伯さえ、いささか低俗なこの週刊誌を複雑な思いで眺めていた。その点については、cf. Bleackley, *op. cit.*, pp. 75-76 ; Hamilton, *op. cit.*, p. 46 ; Rudé, *op. cit.*, pp. 21-22 ; 小松前掲書、159頁参照。

- 18) *The North Briton*, no. 45 (23 April 1763).
- 19) この時の中心人物は、国務大臣ハリファックス伯 (2nd Earl of Halifax) とエグレモント伯 (2nd Earl of Egremont) であった。
- 20) Cf. Bleackley, *op. cit.*, p. 92 ; Rea, *op. cit.*, pp. 34, 37-38.
- 21) 『ノース・ブリトン』の著者がウィルクスであるというのは公然たる秘密であったが、当時の多くの週刊誌と同様、『ノース・ブリトン』も匿名で出版されていた。
- 22) ここまでさらに詳しい経緯については、次のものを参照されたい。Bleackley, *op. cit.*, pp. 92-104 ; Owen A. Sherrard, *A Life of John Wilkes* (London : George Allen & Unwin Ltd., 1930), pp. 89-90 ; Raymond Postgate, *That Devil Wilkes* (London : Dennis Dobson, 1956), pp. 51-55 ; Rea, *op. cit.*, pp. 42-45 ; Rudé, *op. cit.*, pp. 23-24.
- 23) Cf. The Duke of Grafton to Earl Temple (3 May 1763), *The Grenville Papers : Being the Correspondence of Richard Grenville Earl Temple K. G., and the Right Hon. George Grenville, their Friends and Contemporaries*, ed. by William J. Smith (London : John Murray, 1852), vol. II, pp. 53-55.
- 24) Cf. Rudé, *op. cit.*, pp. 25-26.
- 25) Cf. Bleackley, *op. cit.*, p. 107 ; Rudé, *op. cit.*, p. 27.
- 26) *Journals of the House of Commons*, vol. XXIX, pp. 667-68 ; *The Parliamentary History of England, from the Earliest Period to the Year 1803* (New York : AMS Press Inc., 1966), vol. XV, pp. 1359.
- 27) 『女性論』の書かれた経緯とその内容については、Bleackley, *op. cit.*, pp. 36-38 ; Postgate, *op. cit.*, p. 67ff.; Simon Maccoby, *English Radicalism, 1762-1785 : The Origins* (London : George Allen & Unwin Ltd., 1955), p. 30 ; Rea, *op. cit.*, pp. 71-72 ; Hamilton, *op. cit.*, pp. 92, 187-90 ; Williamson, *op. cit.*, p. 82ff. を参照。
- 28) Cf. Walpole, *op. cit.*, vol. I, pp. 247-48 ; Rudé, *op. cit.*, p. 33.
- 29) *Commons Journals*, vol. XXIX, p. 675 ; *Parliamentary History*, vol. XV, pp. 1362 ; Walpole, *op. cit.*, vol. I, p. 261.
- 30) Cf. Frank O'Gorman, *The Rise of Party in England : The Rockingham Whigs, 1760-82* (London : George Allen & Unwin Ltd., 1975), p. 516, note 46.
- 31) *The Grenville Papers*, vol. II, p. 484.
- 32) The King to Mr. Grenville (20 January 1764), *ibid.*, p. 255.
- 33) この宣言の原文は、*The Annual Register*, 1763, Part I, pp. 208-13 ; S. E. Morison (ed.), *Sources and Documents Illustrating the American Revolution 1764-1788 and the Formation of the Federal Constitution* (Oxford : Clarendon Press, 1923), pp. 1-4 ; Henry S. Commager (ed.), *Documents of American History*, 6th edn. (New York : Appleton-Century-Crofts, Inc., 1958), vol. I, pp. 47-50を参照されたい。なお、この宣言の起源を詳しく論じたものとして、R. A. Humphreys, "Lord Shelburne and the Proclamation of 1763," *The English Historical Review*, vol. XLIX (April 1934), pp. 241-64がある。
- 34) 砂糖条例が制定された背景、条例の内容、アメリカ植民地における反発等については、以下のものが詳しい。Oliver M. Dickerson, *The Navigation Acts and the American Revolution* (Philadelphia : University

パークの政界登場とロッキンガム派弁護論（I）

- of Pennsylvania Press, 1951), pp. 172-89 ; John C. Miller, *Origins of the American Revolution* (Stanford, Calif.: Stanford University Press, 1959), pp. 79-106 ; Ian R. Christie and Benjamin W. Labaree, *Empire or Independence, 1760-1776 : A British-American Dialogue on the Coming of the American Revolution* (New York : W. W. Norton & Co., 1976), pp. 32-45.
- 35) 「ヴァージニア決議」(The Virginia Resolves on the Stamp Act, 30 May 1765)については, cf. Morison (ed.), *op. cit.*, pp. 17-18 ; Commager (ed.), *op. cit.*, vol. I, pp. 55-56 ; アメリカ学会訳編『原典アメリカ史』第2巻（岩波書店, 1951年）, 86-88頁参照。
- 36) この会議の決議文「アメリカにおける植民地人の権利と不満に関する宣言」(The Declaration of the Rights and Grievances of the Colonists in America, 19 October 1765)についても, cf. Morison (ed.), *op. cit.*, pp. 32-34 ; Commager (ed.), *op. cit.*, vol. I, pp. 57-58 ; アメリカ学会訳編前掲書, 88-91頁参照。
- 37) 印紙条例の制定から撤回に至までの詳しい過程については, 差し当たり次のものを参照されたい。Miller, *op. cit.*; Peter D. G. Thomas, *British Politics and the Stamp Act Crisis : The First Phase of the American Revolution, 1763-1767* (Oxford : Clarendon Press, 1975) ; Christie and Labaree, *op. cit.*
- 38) ちなみにパークも, 『アメリカへの課税に関する演説』の中で, グレンヴィルの誠実な政治姿勢を評価しつつも, アメリカを混乱に陥れた政治責任とその役的な政治手法を厳しく非難している。Speech on American Taxation, in *Writings*, vol. II, pp. 431-32. 邦訳『著作集』(2), 36-37頁。しかし, こうしたグレンヴィル像を修正し, 彼を有能で鋭敏な政治家と捉えて, その政治的生涯を詳しく跡づけたものに, Philip Lawson, *George Grenville : A Political Life* (Oxford : Clarendon Press, 1984) がある。
- 39) 中野好之『評伝パーク——アメリカ独立戦争の時代——』(みすず書房, 1977年), 151頁参照。
- 40) 摂政法制定の背景や, それをめぐるグレンヴィルとジョージ三世との確執については, cf. Derek Jarrett, "The Regency Crisis of 1763," *The English Historical Review*, vol. LXXXV (April 1970), pp. 282-315 ; Brooke, *King George III*, p.188ff.; O' Gorman, *op. cit.*, p. 95ff.; Lawson, *op. cit.*, p. 211ff.
- 41) パークは国王の対ピット交渉の様子を, アイルランドの友人宛書簡で詳しく報じている。Burke to Henry Flood (18 May 1765), *Correspondence*, vol. I, pp. 193-94.
- 42) テンプルの協力拒否を論じたものとして, G. M. Imlach, "Earl Temple and the Ministry of 1765," *The English Historical Review*, vol. XXX (April 1915), pp. 317-21がある。
- 43) Cf. Paul Langford, *The First Rockingham Administration, 1765-1766* (London : Oxford University Press, 1973), p. 18.
- 44) Walpole, *op. cit.*, vol. II, p. 135.
- 45) Cf. George H. Guttridge, *The Early Career of Lord Rockingham, 1730-1765*, University of California Publications in History (Berkeley : University of California Press, 1952), pp. 3-4, 15-16 ; Ross J. S. Hoffman, *The Marquis : A Study of Lord Rockingham, 1730-1782* (New York : Fordham University Press, 1973), pp. 3-4, 13 ; 中野前掲書, 155頁参照。
- 46) ロッキンガムが上院議員になったのは, 1751年5月21日, 21歳の時である。
- 47) Cf. Namier, *England in the Age of the American Revolution*, pp. 416-18 ; Archibald S. Foord, *His Majesty's Opposition, 1714-1830* (Oxford : Clarendon Press, 1964), p. 311.
- 48) Cf. Langford, *op. cit.*, p. 19 ; O'Gorman, *op. cit.*, pp. 118-19.
- 49) Cf. Clive Bigham, *The Prime Ministers of Britain, 1721-1921* (London : John Murray, 1922), p. 141 ; Guttridge, *op. cit.*, p. 42 ; Hoffman, *op. cit.*, pp. 178-79.
- 50) Walpole, *op. cit.*, vol. II, p. 140.

- 51) Cf. Guttridge, *op. cit.*, pp. 46-47 ; Langford, *op. cit.*, pp. 17-18 ; Hoffman, *op. cit.*, pp. 78-79.
- 52) Gibbon to Porten (21 July 1765), *The Letters of Edward Gibbon*, ed. by J. E. Norton (London : Cassell & Co. Ltd., 1956), vol. I, p. 198.
- 53) *The Grenville Papers*, vol. III, p. 208. 原文は間接話法で叙述されているが、ここでは便宜上、直接話法に改めて訳出した。
- 54) Chesterfield to his son (15 July 1765), *The Letters of Philip Dormer Stanhope, Fourth Earl of Chesterfield*, ed. by Bonamy Dobrée (New York : AMS Press, Inc., 1932), vol. VI, p. 2658.
- 55) Cf. Langford, *op. cit.*, p. 70.
- 56) Burke to Charles O' Hara (9 July 1765), *Correspondence*, vol. I, pp. 208-210.
- 57) Burke to Charles O' Hara (11 July 1765), *ibid.*, p. 211. なお、この時ウィリアムもコンウェーの下で国務次官の官職に就いている。
- 58) Dr. Markham to the Duchess of Queensbury (25 September 1759), *Correspondence of William Pitt, Earl of Chatham*, ed. by W. S. Taylor and J. H. Pringle (London : John Murray, 1838), vol. I, p. 432.
これは、パークが空席になっていたマドリード領事の職に就けるように、クィンズベリ公爵夫人にピットへのとりなしを依頼したものであるが、マーカムのこうした尽力にも拘らず、この就職斡旋はピットの黙殺のために失敗に終っている。なお文中の『自然社会の利点』と『美と崇高論』が、それぞれ『自然社会の擁護』(*A Vindication of Natural Society*, 1756) と『崇高と美についての我々の観念の起源の哲学的研究』(*A Philosophical Inquiry into the Origin of our Ideas of the Sublime and Beautiful*, 1757) であることは言うまでもない。
- 59) L・S・サザーランドによれば、パークがロッキンガムと知り合いになったのは1763年である (Lucy S. Sutherland, "Edmund Burke and the First Rockingham Ministry," *The English Historical Review*, vol. XLVII [January 1932], p. 55)。しかし、女史がその証拠とした1763年10月20日のパークのハードウィック伯(2nd Earl of Hardwicke)宛書簡は、現在、1769年10月20日付書簡であることが判明しており、したがってサザーランドの説を受け入れることはできない。R・J・S・ホフマンも言うように (Ross J. S. Hoffman [ed.], *Edmund Burke, New York Agent, with His Letters to the New York Assembly and Intimate Correspondence with Charles O'Hara, 1761-1776* [Philadelphia : The American Philosophical Society, 1956] , p. 28, note 16), パークとロッキンガムが1765年7月まで親しい関係になかったことは今や明白である。
- 60) ニューカスルの名前を明記しているわけではないが、「悪意や妬み」を持った「敵」がいて、その「敵」から妨害されていたことは当時の書簡からも明らかである。Burke to David Garrick (16 July 1765), *Correspondence*, vol. I, p. 211 ; Burke to Patrick Nagle (14 October 1765), *ibid.*, p. 216.
- 61) Cf. John Timbs, *Anecdote Lives of William Pitt, Earl of Chatham, and Edmund Burke* (London : Richard Bentley & Son, 1880), p. 193 ; James Prior, *Life of the Right Honourable Edmund Burke*, 5th revised edn. (London : George Bell & Sons, 1884), pp. 84-86 ; Carl B. Cone, *Burke and the Nature of Politics : The Age of the American Revolution* (Lexington : University of Kentucky Press, 1957), pp. 71-72 ; 中野前掲書, 157-58頁参照。
- 62) Buckinghamshire to Greville (11 June 1766), Robert H. Murray, *Edmund Burke : A Biography* (Oxford : Oxford University Press, 1931), p. 132.

二 政界登場

パークがロッキンガムの秘書をいつまで続けていたかは明瞭でない。また、ロッキンガムからどの程度の報酬を受けていたかも定かでない。しかしロッキンガムと知り合って、彼の庇護の下に入ったことはパークにとって極めて幸運なことであり、彼の生涯において決定的な意味を持つものであった。というのもパークは、ロッキンガムとの邂逅を契機として、政治家・政治思想家としての道を本格的に歩むことになったからである。

パークがイギリス政界に登場したのは、ロッキンガムの秘書になって約5カ月後の1765年12月23日のことである。その辺りの事情を簡単に見ておくならば、ロッキンガムと親しい政治家にアイルランド出身のウィッグ貴族であるヴァーニ伯（2nd Earl of Verney）がいた。彼は、バッキンガムシャーに領地とそれに付属する幾つかのポケット選挙区を所有していたが、そのうちの一つであるウェンドーヴァー（Wendover¹⁾）でたまたま補欠選挙が行なわれることになった。当初ヴァーニは、以前からの友人であるウィリアム・パークに出馬するよう勧めていた。しかしパークの才能をよく知っていたウィリアムは、エドマンドの方が国会議員に相応しいと考え、自らを犠牲にして「従兄弟」エドマンドをヴァーニ伯に推薦した²⁾。そこでヴァーニはパークを候補者として指名し、ここに政治家パークが誕生することになったのである。パーク36歳の時のことである。彼は下院議員になった翌日の12月24日、アイルランド在住の二人の友人に、下院に選出されたことを次のように報告している。

「……この手紙では、昨日私がウェンドーヴァーから選出されたこと、酒をかなり飲ませたこと、そして今日ひどい風邪にかかっているということを、ごく手短にお伝えするだけに致します。〔下院当選という〕このニュースは、貴方を大変喜ばせることでしょう。だから私は、ご報告するのを遅らせるようなことは致しませんでした³⁾。」

「親愛なるリッジヘ。貴方は私たちに関するすべての事柄に非常な関心を持って下さっていますから、もし私たちの身の上に起こった良いことをお知らせしなければ、貴方はきっとご立腹なさるだろうと思います。この手紙を読む前に、すでに貴方は私がウェンドーヴァーから選出されたことを封筒を見てお気付きのことでしょう。私は昨日下院議員に選出されました。ヴァーニ卿のご親切は計り知れないほどで、私たちと一緒に〔選挙区へ〕行ってくれました。今日私は二日酔いですし、〔風邪のために〕身を切るような寒さの中に身を晒しているような感じです。ウィリアムも私たちと一緒にしました。彼も頭痛で苦しんでいます。もう少し体調が良く、頭がすっきりしている時に、私たちのニュースを幾らかお伝えしたいと思います⁴⁾。」

かつてL・B・ネーミア（Lewis B. Namier）が指摘したように、18世紀のイギリスでは、政党の選択に慎重で、絶えず努力を怠ることさえなければ「比較的低い身分から出世するのも不可能ではなかった⁵⁾。」その点で、18世紀のイギリス社会は前世紀よりも自由で民主主義

的な雰囲気を持っていた。しかしそうは言うものの、政治の実権は今なお少数の貴族に掌握され、そのため中流家庭出身で、しかもアングロ・アイリッシュであるバークが政界に出ていくのは決して容易なことではなかったし、そのような境遇の者にとって、政治家としての榮達の道は厳しくかつまた危険ですらあった⁶⁾。バーク自身、後年こう述べている。「私は人生のあらゆる段階で妨害され敵対された⁷⁾」と。したがって、彼は「人生の各段階において、また人生の閑門を通過する毎にパスポートを見せなければならなかつた⁸⁾」が、しかしそうであればこそ、バークが不利な境遇を克服して、イギリス政界に入ったという知らせは彼の友人たちを喜ばせた。そして「敵」の鼻を明かすために、好機を逃すことなくその実力を一気に発揮することが期待された。例えば、バークの才能を高く評価し、彼の就職に気を配っていた後のヨーク大主教W・マーカム——彼はバークの息子リチャード（Richard Burke, Jr.）の名付け親でもあった——は、下院当選のニュースを聞くや、バークの「従兄弟」ウィリアムに次のような書簡を送っている。

「スキナーからの手紙で、ネッド〔バーク〕が風邪を引いたことを知りました。非常に良くなっているとのこと、大変嬉しく思います。彼が患っていたことを聞くのはいつでも悲しいものですが、今のように重要な時期はなおさらです。最初が肝心だと思いますので、ある重要な問題を捉えて一気に世に出てほしいものです。もし彼が自分の力を信じてさえいるならば、やがてあでやかに世に出ること間違いありません。……彼は今、私が何年もの間そうあってほしいと願っていたまさにその地点にいます。光り輝くその日には、しばしば彼を褒めそやす人たちの妬みも、また敵の悪意もきっと粉砕されることでしょう。彼が一度名声を得た暁には、世間の声は彼に対する悪意を沈黙させるか、もしくはその効果をなくさせるに違いありません⁹⁾。」

バークが「光り輝くその日」は、政界に登場して僅か数日後に訪れた。もっとも、その日に他人の妬みや敵の悪意が果たして「粉砕」されたかどうかは疑わしい。しかし後述するように、バークは記念すべき議会での処女演説で、その華麗な雄弁によって一躍脚光を浴びることになったのである。ところで、バークが下院議員に選出された頃、イギリスにおける最も大きな政治問題はアメリカ植民地問題、とりわけ印紙条例をめぐる問題であった。すなわち、前内閣の下で制定された印紙条例は、植民地人を激昂させ、すでに前節で見たように、植民地議会で条例反対決議案が採択されるとともに、植民地の主要都市では街頭デモ、イギリス製品の不買運動、印紙の焼き捨て、印紙販売人や総督宅への襲撃等々、条例撤廃に向けての抗議行動が激しく繰り広げられていた。そしてその報は次第に本国にも届き¹⁰⁾、やがてイギリス国内でも植民地側に呼応するかのように印紙条例反対運動が起こった。その運動の担い手は、主としてロンドン、ブリストル、バーミンガム、リーズ、リヴァプール、マンチェスターなどの商人たちであったが、それは、七年戦争後の不況に苦しむイギリス商人にとって、植民地におけるイギリス製品の不買運動は決定的な打撃であり、経済不況に一層の追い

パークの政界登場とロッキンガム派弁護論（I）

打ちをかけるものであったからである。印紙条例が制定された翌年の66年1月、アメリカとの通商に強い関わりを持つ20以上の都市が、印紙法の撤廃を求めて下院に請願を提出したことがイギリス商人の危機感の強さを物語っている¹¹⁾。印紙条例は、植民地側だけにとどまらず、イギリス本国においても経済的繁栄を阻む一大要因として捉えられるに至ったのである。

常に100名あまりの議会内勢力を擁し、開明的な貴族、ジェントリ、法律家、知識人、商工業者たちから成るロッキンガム派が、アメリカとの関係の深いイギリス商人の要請を受けて、印紙条例の撤廃に次第に傾いていったのもけだし当然であろう。しかし議会には、植民地に対する本国議会の課税権を否定して、条例の完全撤廃を求めるピットのような植民地擁護論や、本国議会の至高の立法権を主張して、条例撤廃に断固反対するグレンヴィルのような対アメリカ強硬論が存在した¹²⁾。そこでロッキンガム内閣は、こうした相反する立場に配慮しながら、印紙条例は通商上の利益と政治的公正の原理に反するが故に完全撤廃するという方針をとるとともに、課税権を含む本国議会の至上権を承認して、いわゆる「宣言法」(Declaratory Act)制定の意向を固めるに至ったのであった¹³⁾。そして65年12月17日に召集され、一旦休会に入った後、翌65年1月14日に再開された議会において、印紙条例をめぐる有名な論戦が繰り広げられたが、パークの処女演説は、他ならぬこの論戦の真っ只中、すなわち下院議員になって20日と数日後の1月17日に行なわれたのであった。

「その日私は最初の演説をしました。ウィリアム・メレディス卿が私に、マンチェスター商人の請願を提案するよう求めました。私はその請願をその時手にしたばかりで、短いもののなのにほとんど読む時間さえありませんでした。何を考えたのか自分でもよくわかりません。でもそれについて何か発言しなければならないとすぐに思いました。私は何かをしゃべりましたが、一体何を言ったのか正直申して記憶にありません。まるで酒に酔ったような感じでした。フレデリック・キャンベル卿が私に答弁しましたので、私もそれに応酬しました。あまり良い出来ではありませんでした。しかしこの時までに、かなり落ち着いて話せるようになっていました。グレンヴィル氏が答弁しました。私も熱が入ってきました。上手に演説できるようになっていたのですが、ジョージ・サヴィル卿が私より先に議長の目に止まりました。……〔サヴィルの後〕私は例の提案について思い切って再度発言しました。数分間話ましたが、良い出来映えではありませんでした。それでも以前ほど悪くはありませんでした。私の望んでいたことと言えば、最初の恐怖の中に飛び込んで、その恐怖心から早く逃れたいということでした。目立ちたいといったようなことは全く考えていませんでした¹⁴⁾。」

いかなる政治家も、最初の議会演説は緊張するものであろう。パークとて例外ではなかった。そのことは、ここに引用した手紙の文面からも明らかであろう。しかしマンチェスター商人の請願を受けて、印紙条例の撤回を求めるパークの処女演説は、彼の控え目な自己評価にも拘らず大成功であった。傍聴席でこの演説を聞いた名優D・ギャリック(David Garrick)

が、パークの雄弁に感嘆して、政界デビューの成功を祝賀するパーク宛書簡を、翌18日に認めているところからもその成功ぶりを窺い知ることができる。「貴方の最初の雄弁を拝聴する光榮に浴し、その喜びを味わいました。心よりお祝い申し上げます。私は細かなことにも非常に口うるさく、気難しい人間です。また、自分の友人に関する場合には極端な酷評家です。しかしさはっきりと申しますが、貴方は、貴方の最愛の友人の熱烈な期待に必ずや応えてくれることでしょ。私は大満足でした¹⁵⁾。」

パークの2回目の議会演説は、処女演説から10日後の1月27日に行なわれた。それは、アメリカ印紙条例会議の請願を受理するよう訴えたものであった。この日のパークの雄弁は、前回以上に人々を驚嘆させた。例えば、パークに続いて登壇した大ピットは、「非常に有能な弁論家¹⁶⁾」と述べてパークの才能を讃め称え¹⁷⁾、文壇の大御所S・ジョンソン(Samuel Johnson)も、「パークはその最初の登壇に際し、恐らくこれまでの誰よりも輝かしい名声を博した。彼が下院で印紙法撤回のために行なった2回の演説は、ピット氏から公の席で激賞されて、街の人々を驚嘆させた。パークは生れつきの大人物だから、やがて公的世界で大をなすものと期待されている¹⁸⁾」と語って政治家パークの誕生を歓迎し、かつまたその将来に大いなる期待を寄せた。そしてさらにH・ウォルポールも、パークを称えてその回想録で次のように述べたのであった。「[印紙条例をめぐる] この論争の中で新しい雄弁家が誕生した。彼の評判はその優れた弁舌によって異常なほどに高まった。彼の名前はエドマンド・パークである¹⁹⁾。」

このようにして、パークの政界デビューは颯爽たるものであった。しかしそれは何ら驚くべきことでも、全く予期し得ぬことでもなかった。というのも我々が前著で見たように、パークはトリニティ・カレッジ在学中に討論クラブ「文芸協会」(The Academy of Belles Letters)を設立して、そこで弁論の才を磨く²⁰⁾一方、眞の意味での「論客」あるいは「雄弁家」と言われるだけの幅広く深みのある知識を、多様な読書と勉学、また精力的な文筆活動を通じてかなりの程度身に付けていたからである。とりわけ1757年に、『アメリカにおけるヨーロッパ植民地概説』(An Account of the European Settlements in America, —以下『植民地概説』と略記)を「従兄弟」ウィリアムと「合作」したことは、この時期のパークにとっては極めて大きな意味合いがあった。彼はこの作品を著わすことによって、政治問題や通商問題を含むアメリカ全般にわたる広範な知識を無意識のうちに獲得していたからである²¹⁾。したがって、パークの政界デビューの成功は充分予想され得るところであったが、いずれにせよ彼は、華々しいスタートを切ることができたのであった。次に引用するのは、パークの弟リチャード(Richard Burke)と友人チャールモント伯(1st Earl of Charlemont)の手紙の一節である。我々は、これらの文面からもパークの成功ぶりを知ることができるであろう。

「貴方の友人〔エドマンド〕はほとんど毎日演説しました。……兄は公衆から異常なまでに賞賛されました。特別な人々からは、お世辞に近いまでもの賛辞を受けました。……そ

パークの政界登場とロッキンガム派弁護論（I）

のうちの一人にピット氏がいました。氏は議会で最も好意的に、また最も力強い言葉で兄を讃め称えました²²⁾。」

「先日私はリーランド宛書簡で、私たちの友人であるパークの無比とも言うべき成功について簡単な説明を致しました。パークはその成功ぶりをすでに貴方にお伝えしていると思います。彼の評判は日に日に高まっています。バレは彼のためにすっかり影が薄くなりました。パークは至る所で賞賛されています。彼より優れた素質を持っている野党の者ですら、パークはこしゃくな人間だということ以外、何の悪口も言うことができないのです²³⁾。」

ほとんど毎日演説したという弟リチャードの表現には、いささか誇張が含まれている。しかしパークは、会期中に再三再四登壇して²⁴⁾、その弁舌の才を發揮した。言うまでもなく彼の演説は、ロッキンガム派の方針に沿ったものであり、その主張するところは、印紙条例は憲法上問題ないとしても、通商上の利益と政治的公正の原理に反するものであるが故に全面撤回するとともに、植民地に対するイギリス本国の支配権と、通商規制権を含めた本国議会の最高立法権を確認するために宣言法を制定するという点にあった。そしてその限り、パークの主張はロッキンガム派の枠を何ら越えるものではなかった。むしろこの時期のパークは、ロッキンガム派の忠実な代弁者であり、しかも未だ政策決定に参加し得る立場にはなかったのである。したがって、政界登場直後のパークの発言は基本的にはロッキンガム派の考えを代弁したものと看做されるべきであるが、しかしそれにも拘らず、この時期のパークの発言の中に彼の思想の特徴を見て取ることは可能である。すなわち、例えば2月3日に行なわれた演説では、植民地に対する本国議会の至高の立法権を承認しつつも、硬直した原則論を排除して、植民地の置かれている状況を重視しながら柔軟な姿勢で統治すべきことが次のような言葉で強調されているのである。「多くの疑いなき諸権利も、時代や環境の変化によって実際に行使することはできないかもしれないし、それらを行使すれば不公平になるかもしれない。また憲法そのものの精神に、あるいは少なくとも自由に全く反するかもしれない。時代、世論、情勢、習俗といった諸状況に注意を払って治めようとしている人間は、思慮深い統治は行なわないものであるし、また長きにわたって統治することはできぬものである²⁵⁾。」

我々はここに、理論よりも実践を重んじて、それ故に政治の領域で重要なのは形而上学的推論や抽象的思弁ではなく、経験や歴史や伝統に根ざした倫理的・政治的觀知としての実践的思慮（prudence）に他ならないという、パークの生涯に一貫して見られるかの思想的特徴を見取ることができる。彼は若い時から政治における合理主義を批判して、政治そのものを具体的な状況との関わりの中で捉えようとした²⁶⁾が、そうした特徴は、まさしくこの演説の中にも現われているのである。

このようにして、政界登場直後のパークの発言の中には彼の思想に特徴的なものが盛り込まれている。ところで我々は、そこに彼独自の考えが含まれていることをも知ることができよう。すなわち、そもそもパークはロッキンガム派が印紙条例の撤廃を決定する前からすで

にその撤廃論者であった²⁷⁾し、宣言法に関して言えば、10年近くも前から植民地に対するイギリス本国の優位性を信じる人物であったのである。そのことは、『植民地概説』において明らかであろう。そこにおいては、一方では植民地の繁栄や幸福を考えるべきことが訴えられながらも、他方では、植民地は従属的地位に置かれているべきであって、常に本国に利益をもたらさなければならないことが主張されているのである²⁸⁾。したがって、植民地に対する本国議会の優越性や宣言法の正当性を訴えた前出2月3日の演説²⁹⁾も、ロッキンガム派の見解であるとともに、パーク自身の考えを表明したものとしても捉えられるべきであろう。すなわち、ロッキンガムの傘下に入ったパークは、必ずしもそのこと故に自らを押し殺し、ひたすら従順な操り人形としてのみ議会で発言していたわけではなく、党派の一員でありながらも、同時にパーク個人を代表するものとして、まさに公私未分化の形で論を展開していたのである。そしてそのことは、少なくとも宣言法の問題に関しては否定することができないのである。

パークはイギリス本国と植民地の双方が直面する困難な問題を解決するためには、何よりもまず、「グレート・ブリテンおよびその帝国の通商、財政、憲法、外交等々のあらゆる権益を分析する必要がある³⁰⁾」と考えて、その仕事に全身全霊打ち込んだ。何事も真剣に取り組む生真面目なタイプの人間であるパークにとって、帝国の命運に関わるこの種の問題を、中途半端に片付けることなど到底できなかった。「夫は食事する時間も、寝る時間もほとんどないほど仕事に没頭しています。今週、彼が床に就くのは朝の3時か4時です³¹⁾」と、妻ジェーン（Jane Burke）はパークの姉ジュリアナ（Juliana French）に報告している。また、パーク一家と同居していた「従兄弟」ウイリアムも、パークの精励ぶりを友人にこう伝えているのである。「私たちに関して言えば、[パークの弟]リチャードは存分に飲み食いし、かつ眠り、そして笑っています。しかしネッド〔パーク〕は、当面の仕事が一杯あって、国家に実質的利益をもたらそうと一生懸命です。それは、彼が増大させようとし、また拡大させようと努めている全帝国の通商から彼自身あたかも20パーセントを受け取ることになっていると思われるほどです³²⁾。」

寝食を忘れんばかりの仕事への没入は、パーク自身「今にも死ぬような思いがした³³⁾」と後年回想している如く、元来丈夫でない彼の身体を痛め付けた。66年3月の友人宛書簡でも、体の不調が訴えられている³⁴⁾。しかし彼の奮闘は、ロッキンガム派に大きく寄与し、印紙条例を存続させて、植民地の規制を強化しようとするグレンヴィルたちの目論見も、パークの努力によって——言うまでもなく、パーク一人によってではないにしても——完全に打ち碎かれた。妻ジェーンの手紙が書かれた翌日の66年2月7日、印紙法を含むあらゆる法律を速やかに施行すべきであるというグレンヴィルの提案に対し、パークは主にイギリス商人の立場に立脚しつつ、グレンヴィルの提案を批判して次のように演説している。

「もし我々が、北アメリカの騒動だけに注目して、植民地の人々の不満を完全に無視して

パークの政界登場とロッキンガム派弁護論（I）

いるとするならば、我々の北アメリカの見方は全く誤っているということになる。我々は彼らの不満のみならず、グレート・ブリテンのそれをも考慮すべきである。……人々は、富裕と破産の両極端の間で打ち震えている。……そうした措置は、人々を絶望へと追いやり、王国全土に破壊と破滅をもたらすであろう。もし我々が、難儀している彼らに少しも同情していないようならば、また彼らが（我々も彼らと共に行動し、生存しているのであるが）無視されているならば、人々は、我々が諸権利を持っているのは彼らのおかげであるとは考えないであろう。それを構成する人々と無関係であるということほど、民主的議会（popular assembly）を損なうものはない。……我が国の商人たちが印紙条例に反対しているのは、それが彼らを破滅の瀬戸際まで追いやってしまったからである。彼らの声に耳を傾けようではないか。そしてもし可能ならば、一つの決議文がアメリカに届く前に、この問題を充分に検討しようではないか³⁵⁾。」

グレンヴィルの提案をめぐる論争は、その日の夜10時まで行なわれた。そして採決の結果、彼の提案は274対134で否決された³⁶⁾。それはロッキンガム派にとって予想以上の大勝利であり、これを契機として、印紙条例撤回の道が開かれていった。そしてF・オゴーマン（Frank O' Gorman）によれば、「この時の立て役者³⁷⁾」こそがパークに他ならなかったのである。

印紙条例が、最終的にどのような経過を辿って撤回されたかはすでに多くの歴史書が明らかにしている。我々は、その辺りの経緯を改めて詳らかにする必要はないであろう。ただ、条例の撤廃が事実上決定した2月22日のことだけに若干触れておくならば、前日の21日、条例撤廃動議が国務大臣コンウェーによって下院に提出され、それをめぐって激しい議論が繰り広げられた³⁸⁾。パークもその論戦に加わった一人であるが、数年後彼は、その日の論戦に臨んだ気持ちを次のように回顧している。

「私は自分の生涯において、この時ほど意気軒昂たる気持ちで議論に臨んだことはなかった。確かにそれは、一人の人間が自ら行動するに値する時期であった。我々は強力な敵軍に直面した。しかし我々には、誠実で毅然たる味方があり、光輝ある大義名分があった。我々は一大会戦に臨まざるを得なかつたが、当時の我々は、いわば両手を後手に縛られている今の姿とは違って戦うべき手段を持っていた。我々はこの日戦いに臨み、そして勝利を収めた³⁹⁾。」

パークにとって、この日の論戦はまさしく「一大会戦」であった。彼は憲法問題や課税の議論に入ることなく、むしろ経済問題に焦点を絞って熱弁をふるった⁴⁰⁾。それは、ロッキンガム派の支持者であるW・ベーカー（William Baker）が、「パーク氏は、すでに月並みとなっている問題に議会の注意を向けさせ続けることのできる唯一の人物だった⁴¹⁾」と述べているように、人々の関心を集めるとに充分なものであった。事実、この日もパークは注目され絶賛された。例えば、彼の演説を聞いた青踏派（Blue Stocking Society）の女王E・モンタギュー（Elizabeth Montague）は、2月22日付の友人宛書簡でこう語っている。「私たちの友人で

あるバーク氏は、並はずれて素晴らしい、実に素晴らしい演説しました。……彼は議会でピット氏に讃められましたが、すべての人々も賞賛の輪に加わっています。実際バーク氏は、連日非常な好評を博しています⁴²⁾。」

コンウェーの撤廃動議が275対167の賛成多数で可決されたのは、ウォルポールによれば22日の早晩1時半であった⁴³⁾。その時、多くの商工業者が議員の廊下や控え室で採決の結果を待ち受けていたが、動議可決の報が届くや否や、彼らは一斉に歓喜の声を上げてコンウェーの傍に駆け寄った。「この時、この帝国のすべての商業者たちは大挙して本院の控え室に詰めかけ、必死の期待に震えながら、ほとんど冬の日の夜明けに至るまで本院の決定いかんにかかる自分たちの運命を待ち受けていた。諸君が遂に彼らを救う決心を下した時、そして諸君の議場の扉が開かれて、彼らの救出者〔コンウェー〕がその偉大な勝利に当然相応しい歓喜に溢れた姿で彼らの前に現われた時、そこに集まった大勢の人々は、期せずして異口同音に感謝と歓呼の声を上げた。彼らは長く留守であった父親を迎える子供たちのように、彼に駆け寄った。彼らはまるで、捕虜たちがその身受け人に対するように彼にしがみついた。全イギリスが、全アメリカが彼を賞賛する声に和した⁴⁴⁾。」

イギリス本国とアメリカ植民地に、かつてない論争や反対運動を巻き起こした印紙条例は、「植民地が大英帝国の国王と国会に服従すべきこと⁴⁵⁾」を定めた宣言法と引き換えに、制定から1年後の66年3月18日に撤廃された⁴⁶⁾。その結果、本国と植民地との間には一応の平和が訪れることになった。もっとも、それによって永遠の平和がもたらされたわけではなく、両者の関係が次第に悪化して、遂には決定的な破局を迎えることになるのは我々が別稿で見る通りである。しかし印紙条例の撤回と宣言法の制定という現実的で柔軟な政策をとることによって、ロッキンガム内閣は当面の危機をひとまず回避することができたのであった。そして政府にそうした政策をとらせる上に、大きな貢献を果たしたのがバークであったのである。なるほど我々がすでに指摘したように、この時期のバークは未だ政策決定に参与し得る立場にはなく、したがって、ロッキンガム内閣や当時の政局に及ぼしたバークの影響を、過大に評価すべきではないであろう。しかし彼は、政界に入ったばかりの新人でありながら、経験豊富な政治家たちと同等の、否それ以上の働きをなしたのであった。それ故にこそ彼は、すでにこれまで見てきたように、同時代人から極めて高く賞賛され得たのであった。次に引用するのも、バークの同時代人J・ヨーク（Joseph Yorke）の言葉である。我々は、ここからも政界登場直後のバークの働きぶりを知ることができるであろう。

「私は、サー・ジェームズ・ポーターが次のように言うのを幾度となく聞いたことがある。すなわち、ロッキンガム卿の秘書であるバーク氏は、他の誰よりもアメリカ問題に詳しく、したがってこの注目すべき局面（scene）において、彼がいかに偉大な人物（actor）であったかということに気付いても何ら驚くべきことではないと⁴⁷⁾。」

バークの政界登場は、その該博な知識と華麗な雄弁によって華々しく颯爽たるものであっ

パークの政界登場とロッキンガム派弁護論（I）

た。当時の一人物がいみじくも述べたように、「この若きアイルランド人は、まるで手品のように下院に突然現われ、その弁舌の才と、内外のあらゆる問題を包含する該博な知識によって、すべての人々を驚嘆させた⁴⁸⁾」のであった。その点で、パークの政界登場は大成功であった。文人としてはそれなりに知られていても、政治的には未だ全くの無名であったパークは、その才能と目覚ましい活躍によって政治的名声を一挙に獲得したのである。バッキンガムシャー伯（2nd Earl of Buckinghamshire）はそれを、「屋根裏部屋から政界の頂点に登ってきたパーク氏⁴⁹⁾」という言葉で表現している。言い得て妙と言うべきであろう。ロンドンのグラブ街（Grub Street）で、「出版者のための売文行為⁵⁰⁾」によって生活費を稼いでいたパークは、T・H・D・マホニ（Thomas H. D. Mahoney）の表現を用いるならば、あたかも「彗星」の如く現われて一躍「全国的に著名⁵¹⁾」になり、イギリス政界で一気に光り輝く存在となつたのである。そして彼は、政界入りとともに獲得した名声を、その後の政治生活の中で一層確固たるものにしていくのである。

注

1) ウェンドーヴァーの人口は約1300人、そのうち有権者数は家屋を保有する約100名であった。しかし彼らはヴァーニの借地人であり、ヴァーニの指示に従って投票するのが通例であった。当時のポケット選挙区の実態については、横越英一『近代政党史研究』（勁草書房、1960年）、7頁以下参照。

2) パークに対するウィリアムの犠牲的な献身は、パークに強い感銘を与えた。例えば、1771年のW・マーカム宛書簡には次のような表現を見ることができる。「私は自分の人生を振り返りますと、ウィリアムから直接的・間接的に多大の恩恵に与ったことを思い出します。ロッキンガム卿と関係を結ぶことができましたのは彼の助力があったからですし、下院議員になれましたのも彼のおかげです。さらに私は、貴方と親しくさせていただくようになって以来、貴方から賜わりましたすべての恵みも彼のおかげとしなければなりません。……私が初めて立候補した時、彼は私を励まして自分の権利を譲ってくれました。これこそ真の友情であったと思います。」（Burke to Dr. William Markham [post 9 November 1771]，*Correspondence*, vol. II, p. 274.) なお、パークとウィリアムとの関係については、cf. Dixon Wechter, *Edmund Burke and His Kinsmen : A Study of the Statesman's Financial Integrity and Private Relationships* (Boulder : The University of Colorado Studies, 1939) ; Isaac Kramnick, *The Rage of Edmund Burke : Portrait of an Ambivalent Conservative* (New York : Basic Books, Inc., 1977), pp. 70-79；拙著『パーク政治思想の形成』、95-96頁参照。

3) Burke to Charles O'Hara (24 December 1765), *Correspondence*, vol. I, p.223.

4) Burke to John Ridge (24 December 1765), *ibid.*, p. 225. なお、ウィリアムもその後ヴァーニ伯からウィルトシャーのグレート・ベドウィン（Great Bedwyn）選挙区を与えられ、66年6月16日に下院議員となっている。

5) Namier, *The Structure of Politics at the Accession of George III*, p. 10.

6) Cf. Philip A. Brown, *The French Revolution in English History* (London : George Allen & Unwin Ltd., 1923), p. 9.

7) *Letter to a Noble Lord*, 1796, in *Works*, vol. V, p. 193.

- 8) *Ibid.*
- 9) Dr. William Markham to William Burke (29 December 1765), *Correspondence*, vol. I, p. 226.
- 10) Cf. Thomas, *British Politics and the Stamp Act Crisis*, pp. 131-32.
- 11) イギリス商人の印紙条例反対運動については、次のものを参照されたい。Dora M. Clark, *British Opinion and the American Revolution* (New Haven : Yale University Press, 1930), pp. 40-42 ; Sutherland, "Edmund Burke and the First Rockingham Ministry," pp. 62-64 ; Charles R. Ritcheson, *British Politics and the American Revolution* (Norman : University of Oklahoma Press, 1954), pp. 47-48 ; Langford, *The First Rockingham Administration*, pp. 118-20 ; Thomas, *op. cit.*, pp. 144-49.
- 12) ピットのアメリカ擁護論やグレンヴィルの強硬論については、cf. Max Beloff (ed.), *The Debate on the American Revolution, 1761-1783*, 2nd edn. (London : Adam & Charles Black, 1960), pp. 92-105 ; Miller, *Origins of the American Revolution*, p. 149ff ; Thomas, *op. cit.*, p. 154 ; John W. Derry, *English Politics and the American Revolution* (London : J. M. Dent & Sons Ltd., 1976), p. 74ff ; Ian R. Christie, "William Pitt and American Taxation, 1766 : A Problem of Parliamentary Reporting," *Studies in Burke and His Time*, vol. XVII, no. 3 (Autumn 1976), pp. 167-79.
- 13) 政府のこうした方針が固まつたのは年が明けてからのことであり、65年12月31日の段階では、未だ明確な態度を示していなかった。そのことは、同日付のパークのオハラ宛書簡からも知ることができる。Burke to Charles O'Hara (31 December 1765), *Correspondence*, vol. I , p. 229.
- 14) Burke to Charles O'Hara (18 January 1766), *ibid.*, pp. 232-33.
- 15) David Garrick to Edmund Burke (18 January 1766), *ibid.*, p. 233.
- 16) Timbs, *Anecdote Lives of William Pitt, Earl of Chatham, and Edmund Burke*, p. 202. Cf. Basil Williams, *The Life of William Pitt, Earl of Chatham* (London : Longmans, Green & Co., 1914), vol. II, p. 197.
- 17) ピットはその後もパークを2度、3度と賞賛したが、それについてパーク自身こう述べている。「ピット氏は非常に親切で度量の大きな方です。彼は公開の席や、時には私的な会話の中で、力強くまた好意的な言葉で私を2度、3度と引き立ててくれました。」(Burke to Charles O'Hara [1 March 1766] , *Correspondence*, vol. I, p. 241.)
- 18) James Boswell, *The Life of Samuel Johnson*, Everyman's Library (London : J. M. Dent & Sons Ltd., 1973), vo. I , p. 320. 中野好之訳『サミュエル・ジョンソン伝』(1) (みすず書房, 1981年), 382頁。
- 19) Walpole, *Memoirs of the Reign of King George the Third*, vol. II, p.193.
- 20) 前掲拙著, 65-72頁参照。
- 21) 『植民地概説』については、前掲拙著, 137-38, 149-51頁参照。
- 22) Richard Burke, Sr. to James Barry (11 February 1766), *Correspondence*, vol. I , p. 238.
- 23) Charlemont to Henry Flood (13 March 1766), *ibid.*, p. 243, note 3.
- 24) 印紙法撤回と宣言法が下院を通過した3月4日までに、パークは計8回の演説を行なっている。列挙すれば次の通りである。1月17日, 1月27日, 2月3日, 2月5日, 2月7日, 2月21日, 2月23日, 3月4日。
- 25) *Speech on Declaratory Resolution* (3 February 1766), in *Writings*, vol.II, p. 49.
- 26) これを明らかにするのが、前掲拙著の課題の一つでもあった。
- 27) Cf. Burke to Charles O'Hara (31 December 1765), *Correspondence*, vol. I, p. 229. この点に関しては、Cone, *Burke and the Nature of Politics : The Age of the American Revolution*, p. 87 ; *Writings*, vol. II, editor's Introduction, pp. 26-27 を参照。

パークの政界登場とロッキンガム派弁護論（I）

28) このような主張は、『植民地概説』の随所に見られる。例えば、*An Account of the European Settlements in America*, 3rd edn. (London : R. and J. Dodsley, 1760), vol. II, pp. 181-82, 301などを参照。ところで、このような主張は、植民地に対する強圧的な権力支配を容認するものでも、またそれを正当化するものでもない。むしろ『植民地概説』の立場は、当時の不寛容な抑圧政策を否定して、人道的で思慮深い統治の必要性を訴えるところにあった。以下このことを少しく見ておこう。

『植民地概説』の叙述によれば、アメリカにおけるイギリスの植民地は極めて注目に値する。なぜならば、植民地の風土や産物は実に多種多様で、そこに住む人々も、さまざまな習俗・習慣・宗教・生活様式を持って生きているからである。また本国と活発に通商を行なって、イギリスに大きな利益を与えていたからである (*Ibid.*, pp. 59-60)。例えば、西インド諸島の産物はイギリスにとって大きな価値を持っているが、それはまず第一に、植民地から供給されなければ、イギリスは他国から購入しなければならず、第二には、植民地の産物を他の国々に買値よりも高く売ることによって、イギリスは、莫大な利潤を得ているからである (*Ibid.*, pp. 111-12)。したがって、イギリスにとって西インド諸島はまさに富の源泉であるが、同様のことは、北アメリカにおける植民地についても言うことができる。すなわち、イギリスは北アメリカの植民地から、スペイン人やポルトガル人が彼らの植民地から得ているよりもはるかに大きな収益を得ているのである。なるほど、北米におけるイギリス植民地には、スペインやポルトガルのそれに較べて金や銀は乏しいかもしれない。しかしそこでは、黄金よりも一層有益な通商が盛んに行なわれているのである。パークは『植民地概説』の第7篇第29章で、この辺りの事情を概ね次のように語っている。「スペイン人やポルトガル人は、彼らの植民地から多くの利益を得ている。といふのも彼らの植民地では、金や銀やその他の貴金属が多く産出しているからである。それに対して我が植民地には、そのような魅惑的な財宝はない。しかしながら我々は、我が植民地から、スペイン人やポルトガル人よりもはるかに多くの、しかもより一層優れた利益を引き出している。もし我々の植民地が、仮にそうした光り輝く貴金属を産出したとしても、それが我々にあまり有益にならぬであろうことは極めて明瞭である。植民地との間の現在の通商は、まさに一つの産業に匹敵する。植民地からは、必ずや何らかのものが生み出される。我々がそこから受け取る商品は、我々の工場製品の一部となっている。そしてそれは、我が国の産業を発達させ、商業を発展させているのである。」(*Ibid.*, p. 293.)

このようにして、イギリスはアメリカの植民地から実に多くの利益を得ている。しかしながらパークによれば、植民地の恩恵に浴している本国イギリスは、自らの国の利益を考えるばかりで、植民地の幸福や繁栄をあまり考慮してこなかった (*Ibid.*, p.292)。むしろイギリスは、自国に有利なように、通商の制限や厳しい税を課して、植民地を重圧の下に置いているのである。あるいはまた、植民地の自然的・社会的・倫理的諸状況を考えることなく、イギリスでのみ妥当し得る法を、否、イギリス人ですらもはや受け入れることのできぬ法を、植民地に強制的に課しているのである。そしてその結果、植民地では多くの不満が起こっているのである。『植民地概説』の最終章では、こうした事情が次のように述べられている。「我々のあらゆる植民地の法は、植民地人が自ら時々作ってきたもの以外は、イギリスのコモン・ロー や古い制定法や多くの新しい法である。植民地の法律を一通り調べてみると、多くの植民地はそれらをほとんど取捨選択することなしに取り入れてきたことがわかる。しかし実のところイギリスの法律は、長い間に多くの改正がなされてはいても、冗長で複雑で込み入ったものとなっている。……未発達の段階にある植民地は、たとえ素朴なものであろうとも、単純明快な法律を、要するに、時宜に適い、風土に合い、人々の新しい生活様式に合致した法律を求めてきた。イギリスの法の中には、はるか昔に捨て去られた主義・主張に基づいて作られているものが今なお数多く存在するし、イギリスにしか適合しないものが多くある。しかし、我々や我が祖先の耐えることのできなかつた法律が、現在、植民地の人々に厳しく課せられている。そしてその結果、争いの気運

が高まって、戦闘のための準備が整えられているのである。」(Ibid., pp. 303-304.)

パークは植民地のことに対する配慮して、その繁栄や幸福を考えるべきことを訴える。もっとも、このことが本国からの独立の勧めを意味しているわけでは断じてない。パークには、当時の多くの知識人と同様に、植民地の独立を認めるような考えは毛頭なかった。また本国の優位性を否定する意識も全くなかった。むしろ彼の考えでは、植民地は従属的地位に置かれているべきであって、常に本国に利益をもたらさなければならぬのであった。したがって我々は、ここにパークの限界を見て取ることができるが、しかしパークが、イギリス本国のためだけに植民地の利益や意向を度外視して、従属的地位に置かれている人々を権力主義的に支配してもよいと考えていなかつたことは重要である。なるほどパークには、イギリス本国の優位性という意識が非常に強い。彼にとってイギリスは、文字通りに“mother country”であった。しかしそうであればこそ、母なる国であるイギリスは、無慈悲な抑圧政策をとることなく、植民地のことを充分に配慮して、人道的で思慮深い統治をしなければならないのであった。そしてイギリス本国とその植民地は、共通の利害で結びついているという認識を持ちながら、相互に他方を思いつつ、共に繁栄し、共に幸福を享受していくなければならないのであった。その点で、パークの姿勢はすぐれて道徳的であったと言うことができる。彼は一貫して道徳を重んじながら、イギリスの対アメリカ政策の現状を論じていたのであった。そして『植民地概説』におけるこうした姿勢は、言うまでもなく、政界登場後のアメリカ擁護論と密接に関係するものであったのである。

- 29) 2月3日の演説 *Speech on Declaratory Resolution* は、*Writings*, vol. II, pp. 45-51 に収められている。なお、次のものをも参照。C. H. Hull and H. W. V. Temperley (ed.), “Debates on the Declaratory Act and the Repeal of Satmp Act, 1766,” *The American Historical Review*, vol. XVII, no. 3 (April 1912), p. 571.
- 30) *Letter to a Noble Lord*, in *Works*, vol. V, p. 191.
- 31) Jane Burke to Mrs. Juliana French (6 February 1766), *Correspondence*, vol. I, p. 236.
- 32) William Burke to James Barry (23 March 1766), *ibid.*, p. 245.
- 33) *Letter to a Noble Lord*, in *Works*, vol. V, p. 192.
- 34) Burke to Charles O’Hara (1, [4] March 1766), *Correspondence*, vol. I, pp. 239-41.
- 35) *Speech on Enforcement of Stamp Act* (7 February 1766), in *Writings*, vol. II, p. 52.
- 36) この日の論争については、cf. Walpole, *op. cit.*, vol. II, pp. 202-204; Thomas, *op. cit.*, pp. 206-209.
- 37) O’Gorman, *The Rise of Party in England*, p. 148.
- 38) この日演説したのは、G・クーパー (Grey Cowper), C・ジェンキンソン (Charles Jenkinson), C・ヨーク (Charles Yorke), W・エリス (Welbore Ellis), J・ギボンズ (John Gibbons), パーク, R・ニュージェント (Robert Nugent), P・バレル (Peter Burrell), H・シフナー (Henry Shiffner), ストレンジ卿 (Lord Strange), W・ピット, G・グレンヴィル, W・コーク (Wenman Coke) などであった。Cf. D. H. Watson (ed.), “William Baker’s Account of the Debate on the Repeal of the Stamp Act,” *William and Mary Quarterly*, 3rd ser., vol. XXVI, no. 2 (April 1969), pp. 261-62.
- 39) *Speech on American Taxation*, in *Writings*, vol. II, pp. 442-43. 邦訳 〈『著作集』(2)〉, 50頁。
- 40) *Speech on Repeal of Stamp Act* (21 February 1766), in *Writings*, vol. II, pp. 53-54. Cf. Thomas H. D. Mahoney, “Edmund Burke and the American Revolution : The Repeal of the Stmap Act,” *The Burke Newsletter*, vol. VII, no. 2 (Winter 1965-66), pp. 517-18.
- 41) Watson (ed.), *op. cit.*, p. 262.
- 42) Mrs. Montagu to Mrs. Vesey (22 February 1766), *Mrs. Montague, “Queen of the Blues” : Her Letters*

バークの政界登場とロッキンガム派弁護論（I）

- and Friendships from 1762 to 1800*, ed. by Reginald Blunt (London : Constable & Co. Ltd., n. d), vol. I, p. 139.
- 43) Walpole, *op. cit.*, vol. II, p. 211.
- 44) *Speech on American Taxation*, in *Writings*, vol. II, p. 443.邦訳 『著作集』(2), 50頁, なお, H・ウォルポールもこの時の情景を生き生きと叙述している。Walpole, *op. cit.*, vol. II, p. 212. Cf. Watson (ed.), *op. cit.*, p.262.
- 45) Commager (ed.), *Documents of American History*, pp. 60-61.アメリカ学会訳編『原典アメリカ史』第2巻, 103頁。
- 46) この日のジョージ三世は、条例撤廃に最終的に同意はしたが、彼自身は修正を最善と考えていたのであって、必ずしも撤廃論者ではなかった。Cf. Memorandum by the King (10 February 1766), *The Letters of King George III*, ed. by Bonamy Dobrée (London : Cassell & Co. Ltd., 1968), p. 34.
- 47) Langford, *op. cit.*, pp. 23-24.
- 48) Timbs, *op. cit.*, p. 203.
- 49) Buckinghamshire to Grenville (11 June 1766), Murray, *Edmund Burke*, p. 132.
- 50) Walpole, *op. cit.*, vol. II, p. 194.
- 51) Mahoney, *op. cit.*, p. 520.